

令和6年度 公文書開示請求（9月決定分）

[illegible]

令和6年度 公文書開示請求（9月決定分）

[illegible]

別紙

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

「条例」：東京都情報公開条例

文書名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定	当該規定を適用する理由
産業廃棄物処分業許可申請書(平成29年8月9日付環資産更第723号)	敷地内図面	条例第7条第4号	公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。
	写真(敷地内が写っているもの)	条例第7条第3号	当該法人の内部管理に関する情報であり、公にすることで事業者の競争上または事業運営上の地位が損なわれるため。
	事業運営に関する情報、事業場内の作業情報、構造物の情報及び取引先に関する情報のうち不開示とした部分	条例第7条第3号	当該法人の内部管理または事業運営に関する情報であり、公にすることで事業者の競争上または事業運営上の地位が損なわれるため。
	使用機器に関する情報のうち不開示とした部分	条例第7条第3号	当該法人の事業活動を行う上での事業運営情報であるため、公にすることにより、当該法人の競争上または事業運営上の地位が損なわれると認められるため。
産業廃棄物処分業許可申請書(令和5年5月22日付環資産変第25号)	敷地内図面	条例第7条第4号	公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。
	事業運営に関する情報、事業場内の作業情報、構造物の情報及び取引先に関する情報のうち不開示とした部分	条例第7条第3号	当該法人の内部管理または事業運営に関する情報であり、公にすることで事業者の競争上または事業運営上の地位が損なわれるため。
	使用機器に関する情報のうち不開示とした部分	条例第7条第3号	当該法人の事業活動を行う上での事業運営情報であるため、公にすることにより、当該法人の競争上または事業運営上の地位が損なわれると認められるため。
産業廃棄物処分業変更届出書(令和6年2月5日付環資産届第6033号)	敷地内図面	条例第7条第4号	公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。
	事業運営に関する情報、事業場内の作業情報及び構造物の情報のうち不開示とした部分	条例第7条第3号	当該法人の内部管理または事業運営に関する情報であり、公にすることで事業者の競争上または事業運営上の地位が損なわれるため。
	使用機器に関する情報のうち不開示とした部分	条例第7条第3号	当該法人の事業活動を行う上での事業運営情報であるため、公にすることにより、当該法人の競争上または事業運営上の地位が損なわれると認められるため。